

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

安全表示づくりは「人づくり」
コンテストで好事例を展開
マックス

特集Ⅱ

新型コロナ対策
感染に備え消毒マニュアル
井本商運

ニュース

運送業で働き方認証
国交省が創設 職場環境改善の可視化

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

2020
10 / 15
No.2364



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 埼玉会
社会保険労務士行政書士楠原事務所
所長 楠原 正和

第316回

出張先で飲酒后に転倒して死亡

■ 災害のあらまし ■

地方放送会社Cに勤務していた労働者Aは、同社従業員3人とともに1泊2日の予定で出張した。業務終了後、午後6～8時過ぎまで出張に同行した3人と飲酒を伴う夕食を取った。その後、宿泊施設内の階段を歩行している際に転倒して頭部を打撲するなどした。Aは、約4時間後にこのときの打撲などが原因で、急性硬膜外血腫で死亡。Aの妻であるBは労災給付をX労働基準監督署長に請求したが、Xは業務災害には該当しないとして労災給付の不支給決定をした。Bは決定を不服として、審査請求、再審査請求をしたがいずれも棄却された。このため、処分の決定の取り消しを求め訴えを提起した。

■ 判断 ■

第一審では、この転倒事故は、Aが出張先で、同僚との慰労や懇親を兼ねた趣旨で夕食とともに飲酒したものとして業務遂行性については肯定されたが、転倒の原因がAの飲酒による酩酊により発生したと判断され、業務起因性については否定され、この事件は業務災害には当たらないと判断した。Bは請求が棄却されたため控訴した。

第二審では、Aらの飲食行為は、宿泊を伴う出張において通常に伴う行為であることについて全く否定することではなく、宿泊中の出張者が使用者に対して負う出張業務の全般についての責任を放棄したり逸脱したものとは認められないということで、この飲食行為について業務遂行性はあるものと判断した。これに伴う転倒事故について、飲酒による酩酊状態により発生したものと認められるものの、Aが業務と全く関係のない私的行為や業務の遂行か

ら逸脱した行為によって招いた事故ではなく、業務起因性を否定すべき事実関係はないというべきであると判断した。これにより業務遂行性、業務起因性について認められ、Aの死亡は労災保険法上の業務上の事由に当たると判断した。

■ 解説 ■

労災保険の給付が認められるためには、その災害が業務上の災害であることが必要である。災害の業務性の判断では、「業務遂行性」と「業務起因性」の双方を有することが求められる。

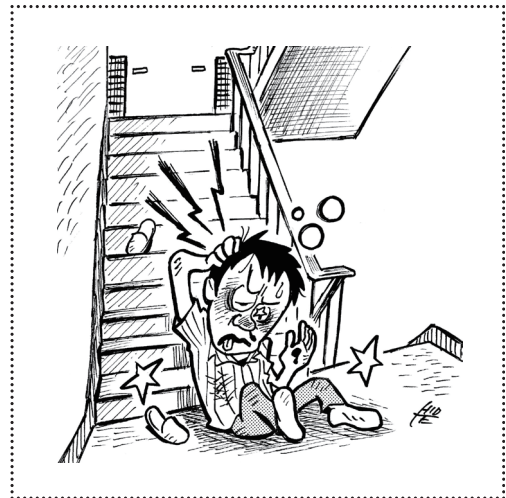
①業務遂行性

業務遂行性とは業務と災害の因果関係のことで、その災害が労働者が業務に就いている状態（労働者が労働契約に基づいて使用者の支配下にある状態）での災害であることが求められる。今回のような出張では、出張に赴き帰ってくるまでは、労働者は使用者の管理下を離れているものの、出張目的を果たすという義務を負っているため、使用者の支配下にあると考えられる。そのため、出張中は本来私的行為とみなされる食事、睡眠、入浴といった行為も含めて業務遂行性については認められている。

②業務起因性

業務起因性は、業務と身体に対する災害などとの因果関係、災害、傷病などの因果関係のことである。

この事例では、第一審では業務遂行性については認められるとしたものの、業務起因性については認められないとして請求が棄却されました。第二審では、前述の理由で業務起因性についても認められ、業務災害に該当するという判断になっている。一般的に出張先で取引先や会社の地方支店の社員との飲食をとともにすることはよくある



ことだが、これは業務の一環として行われるものと、単なる私的な行為として行われるものに区別される。これらを区別していく際には、その飲食を行うことが業務上の必要性があるのか、ないのかといった点を総合的に勘案して判断される。この事例では、第二審で、Aの行為が「業務起因性を否定すべき事実関係はないというべき」と判断され業務災害に該当するとみなされる判断がされている。

①に記述した通り、出張時の業務遂行性については一部の私的行為については認められると考えられている。しかし、出張時に友人に会いに行くとか、現地の観光巡りをするといった行為はこれには該当しない私的行為とみなされ業務災害には該当しないと考えられる。

また、出張の際、会社指定ではないホテルに宿泊した場合に起きた災害についても私的行為とみなされ業務災害には該当しないと考えられる。出張して、上司や事業主の元を離れ、異なった環境の下で羽を伸ばしたくなる気分になるが、これらの場合は業務災害に該当しないと考えられるので注意が必要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp